

第 366 回(令和6年2月)定例会

会派提案意見書案

番号	件名	提出会派
意 1	南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対策強化を求める意見書	自民
意 2	外国人児童生徒等への教育支援を求める意見書	自民
意 3	国公立大学の授業料無償化を求める意見書	維新
意 4	大規模災害における被災自治体の負担軽減を求める意見書	維新
意 5	若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書	公明
意 6	人間中心の信頼できる AI（人工知能）の構築を求める意見書	公明
意 7	有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を求める意見書	県民

南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対策強化を求める意見書

我が国では近年、気候変動の影響等により毎年のように全国各地で大規模な自然災害が発生している。そして、本年1月1日に発生した能登半島地震においては、これまでの対策をもってなお甚大な被害が発生し、尊い人命が喪われた。

国においては、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により令和7年度までの5か年で重点的・集中的に国土強靱化の取組を進めてきたことに加え、令和5年7月28日には新たな国土強靱化基本計画を閣議決定し、基本方針としてデジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化と地域における防災力の一層の強化を新規に加えている。

今後、南海トラフ巨大地震などによる大規模災害も予想される中、新たな国土強靱化基本計画に基づく災害対策を確実に遂行するためには、十分な予算を確保するとともに、このたびの教訓も踏まえ、更なる備えを進めることが急務である。

よって、国におかれては、下記の事項に早急に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 災害発生直後の被災状況を的確に把握するため、ドローンによる空撮やレーザースキャナによる図化等、デジタル技術の活用を推進すること。
- 2 各自治体のシステムの現状・課題・取組を把握しながら、国、都道府県、市町村間のみならず、災害対応に関係する消防、警察、自衛隊等の機関とも情報収集・共有を図り、迅速かつ的確な意思決定を支援する全国統一の防災情報システムを構築すること。
- 3 災害情報の一元化を図り事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した司令塔組織としての防災庁を兵庫県に創設すること。
- 4 改正国土強靱化基本法を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も引き続き国土強靱化を推進するため、別枠で予算を確保すること。
- 5 令和6年度末に期限を迎える緊急浚渫推進事業債及び令和7年度末に期限を迎える緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債について、事業期間を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

外国人児童生徒等への教育支援を求める意見書

近年、我が国に在留する外国人の数は大幅に増加し、令和4年末に初めて300万人を超えて過去最高を更新した後、令和5年6月末時点には更に4.8%も増加している。本県においても在留外国人数は増加の一途を辿っており、これに伴い、日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等（日本国籍を有する者も含む）の人数もこの10年間で約1.5倍の1,674人となっている。また、シンハラ語やタミル語等の少数言語を母語とする者も増加し、多言語化が進んでいるほか、居住地についても集住地域だけでなく、県内全ての地域に散在する状況になっている。

日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等への教育について、本県では、母語支援と日本語指導の両輪で支援し、特に、母語を話せるサポーターが在籍学級への入り込み支援を行う「子ども多文化共生サポーター」の派遣に取り組んできた。しかしながら、外国人児童生徒等の急増、少数言語の増加、居住地の広域化により、サポーターの確保をはじめ支援に困難を来している。

日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等は、言葉や文化の壁から、進路の実現や人間関係の構築、アイデンティティの確立に困難を抱えることが多い。令和3年の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、「外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うとともに、我が国の学校で学ぶ外国人の子供たちが急増している現状を踏まえた施策の充実を図る必要がある」とされているとおり、外国人児童生徒等が日本語や日本の文化、価値観について理解した上で、複数の言語や文化等の下に生まれ育った経験を活かし、グローバルな視点を持って日本の発展に貢献することができるような人材育成に取り組むことが必要である。

よって、国におかれては、日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等が日本人児童生徒と同様に自由な進路を選択でき、社会で活躍する人材となるよう、下記事項に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 母語支援員の派遣バンクを創設すること。
- 2 教育支援体制整備事業費補助事業（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）について全額国庫で負担すること。

- 3 教員配置について、日本語能力に応じた特別の指導を受ける児童生徒 18 人につき教員 1 人を基礎定数として一律に算定しているところ、散在地域でも活用できるように対象児童生徒数を引き下げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国公立大学の授業料無償化を求める意見書

我が国の公教育として体系的・組織的に行われる教育については、まず、経済的状況にかかわらず、均等な機会が確保されるべきである。また、公教育は社会の発展の基盤であり、その費用は社会全体で負担されるべきである。

政府は昨年（2023年）12月22日、「こども未来戦略」を閣議決定し、3人以上の子どもがいる多子世帯について、2025年度から大学など高等教育機関の授業料などを「無償化」する方針を示した。ただし、対象となるこどもは限られ、授業料免除には金額の上限も設けられており、一步前進したものの、まだまだ不十分である。

教育無償化は、①公平の理念の下、家庭の経済状況にかかわらず等しく質の高い教育を受けることができるという、教育機会の均等への要請と、②少子化・人口減対策の観点から、諸外国のように、本来、国レベルの支援が行われるべきものという、高等教育の負担軽減の要請、③自然資源が乏しい我が国においては人的資源こそが国力の源であるため、我が国の存亡をかけ、人への投資、つまり教育にお金をかけていくという国家戦略の要請によるものである。

とりわけ国公立大学には、特に地方において地元の人材育成や活性化などの役割があり、独自のミッションを掲げる私立大学とは役割が異なるため、その授業料無償化を早期に実現すべきである。また、OECD加盟国など諸外国との比較では、我が国の国公立大学は授業料が高いという不名誉な指摘を受け続けており、挽回すべきである。

兵庫県は昨年、兵庫の人材育成や産業の成長力強化にもつながるとして、県内在住者を対象に、県が設置している公立大学の授業料等の無償化を発表した。これは、大学から大学院の博士後期課程まで一貫した無償化を実施するものである。また、大阪府も府民を対象に、府設置の公立大学の授業料等無償化を、東京都も都民を対象に、都設置の公立大学の授業料無償化を発表した。

しかしながら、県や府による独自支援にかかる費用は莫大であり、兵庫県立大学等完全無償化における財政負担額は約 22.4 億円（制度完成時）、大阪公立大学等完全無償化における財政負担額は約 45 億円（制度完成時）、東京都立大学等完全無償化における財政負担額は約 15 億円（令和 6 年度予算）と発表されており、他の自治体でもすぐに同様の制度を実施できるような額ではなく、地域間格差が発生する。

そもそも、国公立大学の授業料無償化は、地域の実情を反映して実施される

という地方自治の本旨に基づく政策ではなく、上記の「教育機会の均等、高等教育の経済的負担軽減、人に投資すべきという国家戦略の要請」という観点から全国レベルで実施されるべき政策である。

よって、今後の我が国の発展に大きく関わる国公立大学の授業料無償化の実施を国の政策として行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大規模災害における被災自治体の負担軽減を求める意見書

令和6年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、石川県や北陸地方の広範囲に被害が生じている。特に甚大な被害を受けた石川県では災害関連死を含め240名もの尊い命が失われ、1,000名を超える方々が負傷された。住宅等の崩壊や火災による焼失、断水等によって、今なお1万名を超える多くの方々が、厳しい環境の中、避難生活を強いられている。

本県においては、カウンターパート支援として、神戸市、福井県とともに珠洲市を支援先として決定し、職員や物資の支援を始め、義援金募集窓口の設置、被災者に対する県営住宅の提供など、阪神・淡路大震災を経験した被災自治体として、様々な取組を通じて被災地支援を行っているところである。現地の被害は甚大であり、復旧復興に向けては引き続き国を挙げての支援が必要である。

阪神・淡路大震災を経験している本県においては、被災からの創造的復興を成し遂げるための財政的負担が大きく、1兆3000億円という巨額の地方債の発行を余儀なくされた。このため、その後の県政運営において他の都道府県にはない重い負担を背負うことになり、県民の協力のもと行財政改革など不断の努力を行ってきた。しかしながら、震災から29年経過した今でも震災関連県債残高は2,158億円（令和4年度末）あり、同様に県内被災市でも大きな財政負担を強いられている。

今回の災害の被害状況の全容はまだ不明であるが、復旧復興に要する費用は莫大であることは容易に想像がつく。また、被災自治体は財政的に小規模な自治体であり、国の財政的な支援があっても、重い負担を強いられる可能性が高く、より手厚い支援が求められる。

我が国では、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして今回の能登半島地震などから明らかなように、全国で大規模災害が発生するリスクがあり、今後も高い確率で発生すると言われており、南海トラフ地震や首都直下地震などに備え、財政的な支援の体制を整えていかなければならない。

よって、国におかれては、下記のことに取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 能登半島地震の被災自治体が過度の財政負担によって、長期に亘って財政的な理由で運営に支障が発生することがないように、国が被災自治体と積極

的にコミュニケーションを図り、復旧復興に係る事業の国負担分、また、地方負担分の交付税措置の更なるかさ上げを行い、被災自治体の財政的な負担を軽減するなど、寄り添った柔軟な対応を行うこと。

- 2 今後の大規模災害発生に備え、被災自治体の財政的な負担を極力軽減できるように、復旧復興に係る現在の事業のスキームの見直しや基金の創設を検討すること。
- 3 阪神・淡路大震災により、今なお財政的な傷跡が残っている被災自治体の震災関連県・市債の残高の負担を軽減するため、適切な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を
求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。

国立精神・神経医療研究センターの2022年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の65.2%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「約60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって国におかれては、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、下記の事項について特段の取組を進めるよう要望する。

記

- 1 若者への濫用等のおそれのある医薬品の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ薬剤師等の専門家による情報提供を必須とし、自殺や孤独・孤立等の不安を抱える患者に対して必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 2 濫用等のおそれのある医薬品の指定を的確に進めると同時に、身分証による氏名・年齢確認のほか、頻回購入による過剰摂取、転売を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 3 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

人間中心の信頼できる AI（人工知能）の構築を求める意見書

近年、ChatGPT に象徴される生成 AI の進展は目覚ましく、社会経済や医療・介護、教育、日々の生活に至るまで、今後の AI の利活用による計り知れない恩恵の広がりや経済成長、社会の大変革が期待される一方、著作権や個人情報保護などの課題、雇用に対する不安、フェイクニュース、AI の悪用や機密情報の漏洩など様々なリスク、私たちの想像を超えるような社会的影響などに対する懸念や不安も広がっている。そうしたなかで、目指すべきは人類を物心両面で豊かにする手段として、新たな価値を創造する「人間中心の信頼できる AI」の構築であり、“誰一人取り残されないデジタル社会”の理念に包含された、“AI を適切に利活用することの出来る人間社会”の実現である。

この「AI の適切な利活用」に向けては、様々なリスク対応はもとより、可能な限り次の AI をめぐるシンギュラリティ（技術的特異点）にも耐えうるような安全性や信頼性の向上を図るための対策やガバナンス、法整備などを着実に進める必要がある。また、信頼性を前提としたデータ連携基盤の構築、計算資源や高品質データの整備・拡充等による研究・開発基盤の強化等の環境整備など日本の国際競争力の向上、AI の透明性や信頼性確保に向けた取組みを進めることが重要である。さらに、それらを支える AI 人材、また各分野で AI を使いこなせる人材の育成・確保が不可欠である。

よって、国におかれては、こうした理念に基づき、今後の AI 政策を進め、我が国ひいては世界の人類と AI の共存に向けた様々な施策を着実に推進していくことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を求める意見書

有機フッ素化合物（以下「PFAS」という。）の一つであるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）やPFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象とされ、昨年12月1日には世界保健機構（WHO）の国際がん研究機関（IARC）がPFOAの発がん性分類を「可能性がある」から2段階引き上げ「発がん性がある」とし、PFOSは「可能性がある」とするなど、その有害性が指摘されている。

国におかれては、昨年7月にPFASに関する対応方針をとりまとめ、PFOA等に関する環境モニタリングの強化などに取り組むこととしているが、PFASの多くは有害性の評価や分析法について国際的に議論が始まったところであり、その確立を待って何らの手も打たなければ遅きに失する懸念がある。

一方、これまでに国内各地で水質管理の暫定目標値である50ナノグラムパーリットルを超える高濃度のPFOS及びPFOAが検出されており、健康被害や農水産物への風評被害が引き起こされる不安が高まっているだけでなく、汚染に関して発生源及び原因が特定されていないという根本的な問題がある。そのため、健康への影響調査はもちろん、原因究明とその解消及び風評被害への対策が早急に求められる。

よって、国におかれては、PFAS対策の推進として、下記の事項に早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 PFASが人体及び環境に及ぼす影響の調査・分析を行い、情報提供を行うこと。
- 2 汚染原因の特定及び解消に向けた具体的な支援制度の創設を行うこと。
- 3 農水産物への風評被害が生じた場合における支援制度の創設を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。